

機械設備工事及び電気設備工事に使用する 機器の製作者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が発注する機械設備工事及び電気設備工事の適正かつ円滑な施行及びこれらの工事により設置する機器（以下「設備工事機器」という。）の品質確保を図るため、設備工事機器の製作を行う者（以下「機器製作者」という。）の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定品目 設備工事機器のうち、次に掲げるいずれかの条件を満たす機器として、名古屋市上下水道局長（以下「局長」という。）が指定する品目であって、別表に掲げるものをいう。

ア 上下水道の基本的機能を構成する機器で、故障により上下水道事業の運営に著しく支障を来すもの。

イ 大規模な機器で上下水道固有の技術が必要とされるもの。

ウ 設計・製造・検査に高度な専門技術が必要とされるもの。

(2) 機器製作者の登録 指定品目の製作を適正に行うことができる機器製作者として、最大5年間の有効期間を付して、指定品目ごとに登録することをいう。

(3) 登録機器製作者 機器製作者の登録を受けた者をいう。

(4) 機器製作者の登録取消し 登録機器製作者について、有効期限内に機器製作者の登録を取り消すことをいう。

(5) 機器製作者の登録停止 登録機器製作者について、有効期限内に一時的に機器製作者の登録を停止することをいう。

(機器製作者登録審査委員会)

第3条 局長は、指定品目の選定、機器製作者の登録、機器製作者の登録取消し及び機器製作者の登録停止（登録停止の解除を含む。）等を適正に行うため、機器製作者登録審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置に関し必要な事項については、別に定める。

(機器製作者の登録)

第4条 局長は、委員会の審査を経て、機器製作者の登録を行う。

2 局長は、機器製作者の登録を行ったときは、登録機器製作者の会社名を記載した登録名簿を作成し、名古屋市上下水道局公式ウェブサイト「機器製作者の登録名簿（機械）」及び「機器製作者の登録名簿（電気）」として公表するものとする。

(登録要件)

第5条 機器製作者の登録を受けることができる者は、次に掲げる登録要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請機器（指定品目のうち機器製作者の登録の対象として申請する機器をいう。以下同じ。）を製作する能力を有し、品質管理及び品質保証において責任を負える者であること。
- (2) その者の製作する申請機器の仕様が、当局の工事共通仕様書（機械設備製作編）、工事共通仕様書（機械設備工事編）、工事共通仕様書（電気設備工事編）を満足していること。
- (3) その者の製作する申請機器が、適正な維持管理のもと地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令 第 73 号）別表第 2 号 有形固定資産の耐用年数の期間において保守維持ができるものであること。
- (4) その者の製作する申請機器が、国又は地方公共団体その他の公共法人の発注した工事において 3 件以上の納入実績（1 年以上稼働しているものに限る。）を有していること。ただし、納入実績には過去 10 年間に於いて一定規模以上の水処理施設等（別表の備考に規定する施設等をいう。）への納入実績を 1 件以上含むものとする。
- (5) 上下水道事業用機械設備又は電気設備の特性を熟知しており、次に掲げるいずれかの条件を満たしていること。
 - ア 自ら申請機器の設計、製作及び検査を行う者
 - イ 自ら申請機器の設計及び検査を行い、製作を他社に委託している者（自ら品質管理等に技術的に関与している者に限る）
 - ウ 自ら申請機器の設計を行い、製作及び検査を他社に委託している者（自ら品質管理等に技術的に関与している者に限る）
- (6) 局長が求めるときは、当局職員の立会いのもとに、自ら申請機器の機能、性能確認の検査を日本国内で実施できること。
- (7) 製作する申請機器の故障及び事故等に対して、緊急かつ短時間に対応できるアフターサービス体制を有していること。
- (8) 当局から工事その他の業務を請け負う者（以下「受注者」という。）に対して申請機器を納入した場合においては、当該申請機器の契約不適合に関して受注者が行う原因調査、修補等の対応に協力できること。
- (9) 「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (10) 第 7 条に基づき、登録取消しの通知を受けた者である場合には、当該通知を受けた日から 2 年を経過しているものであること。

（機器製作者の登録の募集及び公表）

第 6 条 局長は、5 年ごとに受付期間を定め、機器製作者の登録の募集を行うものとする。ただし、当該受付期間終了後においても、機器製作者の登録を希望するものに対しては、随時、募集を行うものとする。

2 局長は、機器製作者の登録の募集を行うにあたっては、受付期間、受付場所、その他必要事項を記載した募集要項を定め、名古屋市上下水道局公式ウェブサイトにより、公表するものとする。

（機器製作者の登録取消し）

第 7 条 局長は、登録機器製作者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、委員会の審査を経て、機器製作者の登録取消しを行うことができる。この場合において、機器製作者の登録取消しは、申請機器ごとに判断するものとする。

- (1) 登録申請書及び添付書類の記載内容に虚偽があったことが判明した場合。
- (2) 第5条第8号の要件に反し、協力を行わなかった場合。
- (3) 第5条第9号に掲げる要件を欠いた場合。

(機器製作者の登録停止)

第8条 局長は、登録機器製作者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、委員会の審査を経て、それぞれ当該各号に掲げる期間、機器製作者の登録停止を行うことができる。この場合において、機器製作者の登録停止は、申請機器ごとに判断するものとする。

- (1) 納入した申請機器に関して、自己の責に帰すべき理由により当局に損害を与えた場合 その原因を究明して改善するまでの期間
- (2) 第5条第2号、第7号の要件を欠いた場合 当該要件を満たすまでの期間
- (3) 申請機器における機器の設計、製作及び検査に関し、不正又は不誠実な行為により登録機器製作者として不相当であると認められた場合 6月を超えない範囲で定める期間

2 局長は、前項第1号又は第2号の場合において、機器製作者の登録停止の原因となった状況が改善されたと判断した場合には、委員会の審査を経て、機器製作者の登録停止を解除するものとする。

(庶務)

第9条 機器製作者の登録等にかかる庶務は、技術本部計画部技術管理課において処理する。

(委任)

第10条 機器製作者の登録に関する手続きその他この要綱の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、要綱による機器製作者の登録に関する募集その他手続きについては、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。
- 2 機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者登録に関する要綱(平成15年7月3日名古屋市上下水道局長決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

別表

指定品目一覧表

品目番号	指 定 品 目	工事共通仕様書（機械設備製作編）、 工事共通仕様書（電気設備工事編） 該当機器（参考）
M-1	主ポンプ（※1）	立軸斜流ポンプ（水道用） 立軸斜流ポンプ（下水道用） 立軸斜流ポンプ（全速全水位形） 横軸両吸込渦巻ポンプ 槽外形立軸渦巻斜流ポンプ
M-2	汚泥ポンプ	汚泥ポンプ
M-3	自動除塵機（チェン式）	除塵機（チェン式）
M-4	ゲート	ゲート
M-5	散気用送風機（鋳鉄製多段ターボブロワ） （※2）	送風機（鋳鉄製多段ターボブロワ）
M-6	原動機（ディーゼル機関）	ディーゼル機関
M-7	V V V F用低圧電動機（※3）	低圧三相誘導電動機
M-8	高圧電動機	高圧三相誘導電動機
E-1	特別高圧受変電設備（※2）	特別高圧スイッチギヤ 特別高圧変圧器
E-2	高圧閉鎖配電盤（※2）	高圧金属閉鎖形スイッチギヤ 及びコントロールギヤ 高圧発電機盤
E-3	低圧閉鎖配電盤（※2）	低圧金属閉鎖形スイッチギヤ 及びコントロールギヤ コントロールセンタ
E-4	低圧動力制御盤（※2）	動力制御盤（マンホールポンプ盤は除く） 速度制御装置（V V V F）盤
E-5	制御盤（※2）	補助継電器盤 コントローラ盤 現場操作盤
E-6	中央監視制御装置（※2）	中央監視制御装置 遠方監視制御装置
E-7	直流電源装置（※2） 無停電電源装置（※2） （ミニUPS等の汎用品は除く）	直流盤 インバータ（CVCF）盤 蓄電池
E-8	発電機（高圧のみ）（※2）	発電機
E-9	原動機（ガスタービン機関）	発電機駆動用ガスタービン機関
備考	<p>品目番号にてMとは機械、Eとは電気を示す。</p> <p>各指定品目は国又は地方公共団体その他の公共法人の発注した工事において3件以上の納入実績（1年以上稼働しているものに限る。）を有していること。ただし、納入実績には過去10年間において一定規模以上の水処理施設等（別表の備考に規定する施設等をいう。）への納入実績を1件以上含むものとする。また、一定規模以上の水処理施設等とは以下のいずれかの能力を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法（昭和32年法律第177号）上の浄水場・取水施設：施設能力10万m³/日以上 ・下水道法（昭和33年法律第79号。以下同じ）上の終末処理場：施設能力1万5千m³/日以上 ・下水道法上のポンプ場及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号。以下同じ）上のポンプ場（排水機場）：排水能力2m³/秒以上 <p>※1 次の①又は②をいう。 ①口径400mm以上の水道事業用ポンプ（立軸斜流ポンプ、横軸両吸込渦巻ポンプ） ②口径600mm以上の下水道事業用ポンプ（立軸斜流ポンプ、槽外形立軸渦巻斜流ポンプ）</p> <p>※2 下水道法上のポンプ場及び河川法上のポンプ場（排水機場）での納入実績は含めない。</p> <p>※3 主ポンプ駆動用をいう。</p>	